

主部内在型関係節の成立条件についての一考察

伊藤 創*

Consideration of the Conditions whereby Head Internal Relative Clauses are Acceptable

Hajime Itoh *

Abstract

Head internal relative clauses (IHRCs) have very interesting mismatches between their forms and positions; taking the form of a complement clause, which should denote an event, the IHRC is located in a position which an entity should occupy.

Because of this mismatches IHRCs are sometimes seen as ungrammatical constructions. In actual language use, however, we see a lot of IHRCs. So this paper studies under what conditions the IHRC constructions are acceptable despite the mismatches, and claims the condition is where the predicates which take IHRCs as their arguments can be interpreted as more abstract, taking not entities but events as their arguments.

Key words

head internal relative clause, complement clause, *no* clause

1. はじめに

本稿では「主部内在型関係節（「内在節」）」を含む文（「内在節文」）について、その成立条件を考察する。「内在節」とは、以下の（1）～（3）の a のような、主文の述語と格関係を結ぶ名詞句（主部）をその内部に含むようなノ節を言う。例えば、（1 a）では主文の述語「ぶつかった」の項である「木」がノ節内部に位置している¹。（2 a）（3 a）も同様に主文の述語がノ節内部の名詞句をその項として選択しており、このようなノ節は、それぞれの b の様な主部が節末に位置する「主部外在型関係節」（「外在節」）と区別される。

* いう はじめ：大阪国際大学留学生別科非常勤講師（2012.6.7受理）

- (1) a. [木が倒れてきたの] にぶつかった。
 b. [倒れてきた] 木にぶつかった。
- (2) a. [一ヶ月前に何気なく宝くじを買ったの] が大当たりした。
 b. [一ヶ月前に何気なく買った] 宝くじが大当たりした。
- (3) a. [母の机の上に、書きかけのカードが積んであるの] を、所在なく絵里子は読んでみた。 (レー1988: 25)
 b. [母の机の上に積んである] 書きかけのカードを、所在なく絵里子は読んでみた。

また、上記のような内在節文は、以下の様な主文の述語がノ節の表す事態全体を項としてとる文とも区別される (この様なノ節を「内容節」と呼ぶことにする)。

- (4) [ドアが開くの] を待っている。
 (5) [自分が強くなってきたの] が実感できる。

内在節文は、内在節全体で主文の述語に掛かっていくという形式をとりながら、主文の述語と格関係を結んでいるのは節内部の名詞句であるという「形と意味の不整合」を抱え (Ohori1995、菊田2009)、母語話者の中には違和感を覚えるものも少なくなく (坪本1995、天野2011)、正格の文法ではないとされることもある。またこの「不整合」を感じさせないような容認度の高い内在節文は、特に真理条件的に同一の事態を表す外在節文と比べた場合、その成立条件が厳しく、出現頻度も少ない。

しかし、実際の言語使用の場において内在節文は一定の頻度で現れるものであり、また近年 (「意味と形式の一対一の対応」に鑑みても当然ではあるが)、内在節文には、外在節文とは異なった独自の表現機能があることが指摘されており、内在節文がどのような場合に自然な文として受け入れられるのかを考察することは、言語の性質に迫る上で有益であると思われる。

以下ではまず、外在節文と比較し、内在節文の成立条件が厳しいことを見る事によって、内在節文の意味特徴を捉えていきたい (表記の簡略化の為に、特に「内在節」「主文」と強調したい場合以外は、それぞれ前者をS1、後者をS2で表す)。

2. 内在節文の制約

2.1. S1の主部に関する制約

まず、下記の (6 a) (7 a) の文が示す様に、内在節文において、S1の事態の参与者全てが主部として機能するわけではない。(下線部は意図した主部)²。

- (6) a. ?? [映画館で殺人事件が起こったの] が立ち入り禁止になった。
 b. [殺人事件が起こった] 映画館が立ち入り禁止になった。
- (7) a. ?? [車がガードレールに衝突したの] が大きく折れ曲がった。

- b. [車が衝突した] ガードレールが大きく折れ曲がった。

内在節文においては、S1のどの体言がS2の述語と格関係を結ぶか（すなわちどれが主部なのか）を示すマーカーが存在しない。そのため、S1の事態の参加者が主部として機能するためには、その参加者はその事態の中でも特に認知的に際立っている必要がある（野村2001）。従ってS1における斜格名詞句などは主格や目的格に立つ名詞句よりも主部として機能しにくいとされる（Ohori1995）。

2.2. S1の述部に関する制約

主部だけでなく述部についても、内在節は外在節に比べると制約が厳しく、例えば内在節に静的な述語が来る場合、一時的状態を表す述語は可能だが（8a）、恒常的な属性を表す述語を用いると不自然になる（9b）（小原2002）。

- (8) a. [子供の頃の悪態語が頭に残っていたの] がつい口にでた。 小原（2002：288）
 b. [頭に残っていた] 子供の頃の悪態語がつい口に出た。
 (9) a. * [学生が賢いの] を私は研究室に呼んだ。 小原（2002：288）
 b. [賢い] 学生を私は研究室に呼んだ。

2.3. S1全体の統語的な制約

上記の制約と関連するものとして、次に内在節全体の統語的特徴を見たい。内在節は統語的には名詞節を形成しているが、名詞節と同じように振る舞えるわけではない。例えば、内在節には、ノ格に立ちにくい（黒田1999）（10a）、ト格で結びつけられない（レー1988）（11a）、「が」「の」交替がしにくい（小原2002）（12a）といった様々な制約がある。

- (10) a. * [学生が歩いているの] の本が鞆から落ちた。 黒田（1999：45）
 b. [歩いている] 学生の本が鞆から落ちた。
 (11) a. * われわれは [太郎が鯛を釣ってきたの] と、[花子が鯛を買ってきたの] を、みんなで食べた。
 b. われわれは [太郎が釣ってきた] 鯛と [花子が買っておいた] 魚をみんなで食べた。 レー（1988：32）
 (12) a. [太郎 {が／*の} 犬を世話していたの] がやっと元気になった。
 b. [太郎 {が／の} 世話をしていた] 犬がやっと元気になった。 小原（2002：284）

このように、内在節は名詞節を形成しながら、より文的で叙述性が高い。この特徴を捉え、内在節（の一部）を外在節のような名詞修飾節ではなく、S2の事態の背景状況を指定する副詞節（あるいは副詞節と連続的）であるとする分析も多く先行研究には見られる

(三原1994、レー1998、黒田1999、堀川2000など)。また小原(2002)では、この内在節の叙述性の高さから、内在節が断定の機能を持つ「現象文」として分析されており、内在節文は、二つの事態を時間的な経緯に沿って描くという談話推進機能を持つとされている。

このように、内在節と主文の関係は、〈名詞節+述語〉という主従関係にあるというよりも、より〈文+文〉に近い構造にあるということがこれまで多くの研究で主張されている。

2.4. S1とS2の先後関係と関連性条件

ここまではS1の特徴(制約)について見てきたが、ここからは、S1とS2の関係について見ていきたい。まず、内在節文においてはS1の事態がS2の事態より時間的に先行していなければならない(小原2002)。

- (13) a. * [田中角栄が後に首相になったの] を山田先生は小学校で教えていた。
 b. [後に首相になった] 田中角栄を山田先生は小学校で教えていた。

小原(2002:280)

さらに、内在節文はS1とS2の事態が意味的・語用論的に密接に関連していなければならない(Kuroda1974-77)。ここでは三原(1994)の例によって概略を述べる。

- (14) a. 田中氏は [奥さんがきのう女性誌を買っておいだの] を暇つぶしに読んだ。
 b. 田中氏は [奥さんがきのう買っておいだ] 女性誌を暇つぶしに読んだ。
 (15) a. * 田中氏は [奥さんがきのう女性誌を買った] のを暇つぶしに読んだ。
 b. 田中氏は [奥さんがきのう買った] 女性誌を暇つぶしに読んだ。

三原(1994:81)

(14a)では、S1の述部の「ておく」が〈目的の行為を遂行するための準備〉という意味を表し、S1の事態とS2の事態との関連を保証するが、(15a)では、両事態にそのような必然的な関連性が読み取れないため不自然な文となるという(三原1994)。一方、(14b)(15b)に示すように、外在節文にはこのような制約はみられない。

このような内在節文の成立条件の厳しさは、内在節文が、本来は二つの文で表されても然るべきS1、S2が、その表す事態の緊密度の高さによつての「構文の一体化」を起していることに起因する(坪本1995)³。S1とS2の事態の間には、その一体化を支えるだけの〈密接な関係性〉が必要であり、またこの「一体化」の結果、「形と意味の不整合」を生じ、それにも拘らず、内在節文が無理なく解釈される為、S1のどの名詞句が主部なのかが明らかであり、またS1、S2がその表す事態の時間的順序にそつて並んでいるといった事が必要となつてくるのである。

3. 内在節文の柔軟性

ここで、内在節文に関してもう一点押さえておきたいことがある。それは、内在節文にはこれまで見たような厳しい制約がある一方で、それと相反する様な（解釈、生成に関する）柔軟性が見られるということである。

3.1. 主部の選択に関して

内在節文の柔軟性を示す例として、まず S 1 の主部の選択について述べる。先に S 1 の事態の参加者が主部として機能するためには、その事態の中で際立っている必要がある事を述べた。これが、斜格名詞句は主部になりにくいという統語的制約の形で現れるのであるが、この制約はあくまで傾向であり、以下に見る様な主部の選択に関する柔軟性も見られる。

まず、斜格名詞句であっても、主部として機能するものもある (16) (17)。

(16) [人質が縄でしばられているの] を解いてやった。

(17) [白いシャツに血がにじんだの] を洗濯した。 堀川 (2000 : 321)

また、主部が一義的に決定されない場合がある。(18) (19) では下線の名詞句がどちらも（あるいは両者とも）主部として解釈可能である (Kuroda1974-77)。(19) も、スナイパーによる犯人奪還、犯人口封じ、いずれを思い浮かべるかによって主部が異なってくるし、(20) では、S 1 は全く同じ表現であるが、「邪魔する」「かくまう」といった表現に対する意味論的知識から、a では「警官」が、b では「犯人」が主部と解釈される (野村 2001)。

(18) そのお巡りは [学生が CIA のスパイを組み伏せたの] を撃ち殺した。

(Kuroda1974-77)

(19) [警官が犯人を連行していたの] をスナイパーが撃ち殺した。

(20) a. [警官が犯人を追いかけていたの] を邪魔した。

b. [警官が犯人を追いかけていたの] をかくまった。 野村 (2001 : 239-241)

さらに、S 1 に明示されていない場合でも、その事態に関連する参加者で際立ちの高いものであれば主部として機能する (野村2001) (以下の (21) ~ (23) においては、それぞれ主文の選択する項は「ひげ」「お湯」「墨」である)。

(21) [今朝顔を剃ったの] が、夕方にはまた伸びてきた。 野村 (2001 : 244)

(22) [やかんが沸騰したの] を湯のみに注いだ。 野村 (2001 : 245)

(23) [習字をしていた] のが手について真っ黒になった。 菊田 (2004 : 34)

こうした事実は、主部の選択において、S 1 の事態のすべての参加者が主部として機能

できるわけではないという制約がある一方で、推論による柔軟で可変的な解釈が可能という柔軟な側面もある事を示している。

3.2. 変容解釈

同様に、内在節文に関わる柔軟な解釈、生成を示す例として以下の例をご覧いただきたい。

(24) [二人がそれを手帳に写し取ろうとするの] を、じれったそうに手をふって、「いいんだよ、それは持ってお行き。こっちには住所の控えはあるから」

レー (1998: 83)

(25) [信子が「いえ、私は一」と断ろうとするの] を、柳は構わずにグラスを満たした。

天野 (2010: 81)

これらの文では、ノ節がヲ格に立つにも拘らず、そのノ節を項してとる述語が主文に存在しない。主文の述語と格関係が一致しないこうしたノ節は主文に対してその背景状況を提示する副詞節として機能し、「のを」が接続助詞的な機能を果たしているとも考えられるが、その場合、なぜヲ格に立つのかに関して説明が難しい。しかし、上記のようなノ節や、ヲ格に立つ内在節文を考察した天野 (2009) (2010) (2011) では、こうした文には、「語彙的な他動詞は無くても他動構文としての意味を解釈するような、推論的解釈過程が存在する (天野2011: 27)」と分析される。すなわち、(24) は、以下の (24)' に示す様に、「じれったそうに手をふる」という述部全体が〈さえぎる〉のような意味で解釈されており、その〈さえぎる〉対象は「手帳に写し取る」という事態全体である。そして、こうしたノ節に後接する「を」に関しては「他動の対象を表す格助詞の機能をなんら失っていない (天野2010: 90)」と分析する。

(24)' [手帳に写し取ろうとするの] を じれったそうに手をふって、

↓

[手帳に写し取るという] 事態 を 〈さえぎる〉

こうした「手をふる」といった表現を、より抽象的な〈さえぎる〉といった意味に解釈することを、天野 (2011) では「変容解釈」と呼び、同様の原理がヲ格内在節文にも働いていると述べる。すなわち、以下のような内在節文においても、主文の述語が、S 1 の事態を〈さえぎる〉といった臨時的な他動的述語として理解されているのである。

(26) 暴漢は [久美子さんが逃げようとするの] を 押し倒した。 天野 (2011: 135)

(27) 警官は [男が逃げようとするのを] を 呼び止めた。 天野 (2011: 137)

↓

[上記の事態] を 〈さえぎる〉

以上、本節では、内在節文が、形式上の制約を超える人間の豊かな推論の力によって支えられており、この推論の力によって、(厳しい制約がある一方で)柔軟性も持ち合わせている事を確認した。

4. 内在節文の柔軟性と制約

4.1. 柔軟性と制約という矛盾

さて、ここでこれまで述べてきたことに関して、素朴な疑問を呈したい。すなわち、2節でみた内在節文の成立条件が非常に厳しいという側面と、3節の内在節文が推論により柔軟に解釈されるという側面は矛盾するものではないのだろうかという事である。

例えば、(6 a) (7 a) では「映画館」「ガードレール」などの斜格名詞句が主部として解釈されなかったが、(16) (17) においては、同じく斜格名詞句である「縄」「シャツ」が主部として解釈される。先述の (21)~(23) のように、S 1 に明示されていない名詞句を補うほどの推論が可能であれば、(6 a) (7 a) でも主部は容易に特定できるはずである。

(6) a. ?? 「映画館で殺人事件が起こったの」が立ち入り禁止になった。

(7) a. ?? 「車がガードレールに衝突したの」が大きく折れ曲がった。 (再掲)

(16) 「人質が縄でしばられているの」を解いてやった。

(17) 「白いシャツに血がにじんだの」を洗濯した。 (再掲)

あるいは、「じれったそうに手をふって」という述部を、「手帳に写し取ろうとする」という事態を〈さえぎる〉行為として変容解釈するほどの推論が働くことを考えると、先述の (14 a) (15 a) に見られるような「ておく」の有無程度で、S 1 と S 2 の事態の関連性が読み取れなくなり容認度が大きく下がってしまうというのは不思議ではないだろうか。

(14) a. 田中氏は「奥さんがきのう女性誌を買っておいたの」を暇つぶしに読んだ。

(15) a. * 田中氏は「奥さんがきのう女性誌を買った」のを暇つぶしに読んだ。

(再掲)

ちなみに、S 1 と S 2 の間の〈密接な関連性〉については、以下の様に両者の間に、S 1 が〈原因〉〈理由〉、S 2 が〈結果〉という明らかな関連性が見られる場合でも内在節文が不自然になる場合があるということも、この条件に対する問題点として指摘しておきたい。

(28) * 「太郎が風邪をひいたの」が欠席した。 (尾谷2001: 120)

(29) * 「健次が質問されたの」が答えた。 (尾谷2001: 121)

4.2. 変容解釈による説明

このような内在節文の成立条件の厳しさと、それと相反するような推論による柔軟性という二面性はどのように捉えるべきであろうか。本稿では、これを先の天野(2011)の「変容解釈」という考え方を援用し、説明を試みたい。ただ、その為に二点、確認しておきたい点がある。

まず、天野(2011)では、ヲ格に立つノ節のみに焦点をあてているが、本稿では、内在節が他の格に立つ場合にも変容解釈は可能であると考える。例えばノ節がガ格に立つ(30)の様な例においても、主文が〈 〉に示す様に変容解釈されているからこそ、ノ節がかかる先が無いにも関わらず文として成立するものと考えられる。

(30) ネガが三枚、手札型のプリントが五枚。

[もとは六枚だったの]が、一枚は「通訳」の杉浦雄之助の「顔写真」に利用した。

↓

レー (1988: 76)

〈五枚になった〉

また天野(2011)では、ヲ格に立つ内在節文におけるS2の変容解釈について、ノ節の事態の自然な進展を〈さえぎる〉ような意味が優先的な地位を占めるとしている⁴が、本稿では、上記のように、〈さえぎる〉以外にも様々な変容解釈が可能であると考える。

これらの点を踏まえた上で、変容解釈というメカニズムからこれまでの問題を再考すると、まず(6a)(7a)と(16)(17)の容認度の差については、後者におけるS2の行為は、S1の事態を〈なんとか/どうにかする〉というような変容解釈がなり立つために容認度が高く、前者にはそのような解釈が成り立たないために不自然であると考えられる。すなわち、主部が特定可能かどうかで容認度が決まっている訳ではないのである。

(6) a. ?? [映画館で殺人事件が起こったの]が立ち入り禁止になった。

(7) a. ?? [車がガードレールに衝突したの]が大きく折れ曲がった。 (再掲)

(16) [人質が縄でしばられているの]を 解いてやった。

(17) [白いシャツに血がにじんだの]を 洗濯した。 堀川 (2000: 321)

↓

[S1の事態]を 〈なんとかする〉

また(17)の文のS2を(31)のように変えて、その洗濯する主部を「シャツ」から「血」に変えても問題なく成立するのも、この文においても同じく、S1の事態を〈なんとかする〉という解釈が可能であるためと思われる。

(31) [白いシャツに血がにじんだの]を 洗剤で洗い流した。

あるいは(6 a)を(32)のように変えれば容認度が上がるが、これも、(32)は〈事件がよく起こる〉というS1の好ましくない事態を〈なんとかする〉という解釈が可能であるからであると思われる。

- (6) a. * [映画館で殺人事件が起こったの] が立ち入り禁止になった。 (再掲)
(32) [この映画館で何度も事件が起こっているの] を立ち入り禁止にした。

同様に(14 a)(15 a)の容認度の違いは、前者では「ておく」によって、〈後で読めるように買っておいしてくれた〉という事態を〈利用する／活用する〉といった解釈が成り立つ為に自然な文となるのである⁵。

- (14) a. 田中氏は [奥さんがきのう女性誌を買っておいだの] を暇つぶしに読んだ。
(15) a. * 田中氏は [奥さんがきのう女性誌を買った] のを暇つぶしに読んだ。(再掲)

同様に以下のような文でもS1の事態全体を〈台無しにした〉という事態全体を項としてとる解釈のしやすさによって容認度が変わる((35)が最もそのような解釈がしやすい)。

- (33) ?? [私がお菓子を買ったの] を弟が食べた。
(34) ? [私がお菓子を買ったの] を弟が食べてしまった。
(35) [私がせっかく夜食用にお菓子を買っておいだの] を弟が食べてしまった。

更に先の(28)(29)の様な文も、関連性の有無ではなく、S1の事態全体が主文の述語に対する〈主体〉であるような変容解釈が難しい故に容認度が低いと考えられる。

- (28) * [太郎が風邪をひいたの] が欠席した。
(29) * [健次が質問されたの] が答えた。 (再掲)

同じ様に内在節がガ格に立ち、主部がS2の主体となる例でも、以下の様なS1の事態が次にどのような事態を迎えたか、というS1の事態全体が〈主体〉となるような変容解釈が可能である場合には容認度が格段に上がる。

- (36) [木々が青々と生い茂っていたの] がすべて枯れてしまった。
(37) 三つ目の中耳炎も、[うみが出ていたの] がなくなり痛みもなくなりました。
「最後の超念力」

こうした内在節文は、S2の述部がS1の中の一つの体言を項としてとってはいるが、変容解釈によって、以下の(38)(39)の様に〈ある事態がある事態へ展開した〉というノ節の事態全体が主文にかかっていく構造の文と同じように理解されているものと思われる。

- (38) [今まで国電の車内放送では「乗り換えの方は」と言っていたの]が「乗り換えのお客様は」というようになった。 レー (1988:79)
- (39) あと、[短時間で書けたの]が、どんどん時間がかかるようになってきてね、一回なんか、やっと朝方に仕上がって… 「松本」

このように見てくると、S1の事態全体を、S2の事態の参与者として捉えるような変容解釈による理解 (そのようなS1とS2の事態の関係性の捉え方) というものが内在節文を生み出す一つの大きな動機づけになっていると考えられる。これまでに問題とされてきたS1とS2の事態の間の〈密接な関連性〉の必要性や、S1における主部の特定可能性などは、S1が事態としてS2にかかっているような解釈が可能かどうか、という大前提を満たした上での問題なのである。

以下では、このような視点から、S1の事態全体がS2の事態の参与者として捉えられているような内在節文にはどのようなものがあるのかをみていく。特に本稿では、S1の事態全体が、S2の事態の〈対象〉〈主体〉となっている場合に焦点をあてたい。

5. S1の事態が〈対象〉と捉えられる内在節文

まず、S1の事態全体がS2の事態に対して、〈対象〉として関係づけられているような内在節文をみたい。〈 〉の中に示したのはその変容解釈のおおよその内容である。

■ S1の事態を〈台無しにする〉

- (40) [車]が綺麗に洗ってあったの]を汚い手でうっかり触って汚してしまった。 尾谷 (2001:123)
- (41) [傷口]がせっかく塞がりかけていたの]を無意識に搔いてしまった。
- (42) 「それでもなァ、[折角一生懸命咲いているの]を採っちゃって、かわいそうじゃなかったかなァ」 「笛吹川ほとり」

■ S1の事態を〈とめる／抑止する／ふせぐ〉

- (43) [順子]が、失礼します、と言いかけるの]を専務は…中略…引き止めた。 レー (1988:46)
- (44) [子供]があとからついてこようとするの]を、彼女は叱った。 レー (1988:47)
- (45) 「どこ行くの?」[カップ]を着て外へ出て行こうとするの]を、驚いた母親に呼び止められた。 「わたしから「私」へ」
- (46) [ずり]上がって逃げようとするの]を引き戻され、引きつれた部分が、潮に苦痛をもたらす。 「殉愛共犯者」

■ S1の事態を〈維持する〉

- (47) [赤ん坊]が気持ち良さそうに寝ているの]を起こさないように部屋を出た。
- (48) [荷台]に資材が積んであるの]を落とさないようにゆっくりと車を走らせた。

■ S 1 の事態を〈救う／助ける〉／〈治す／直す〉

- (49) 彼女らは〔飢饉のとき道端に捨てられていたの〕を彼女に拾い上げられ、養われ教えられ、清らかで滅びることのない生へと手ずから導かれたものであった。
「古代キリスト教探訪」
- (50) 〔仕事を辞めることを考えてたときに、たまたま街でテンピラに絡まれたの〕をコウさんに助けてもらったんだ。
「永遠に見る夢」
- (51) 〔日本新報の記者が、車体がぐらついて、危うく倒れかけたの〕を、素早く手をのばして支えてくれた。
坪本（1995：82）
- (52) 〔ベニヤの化粧張りがあやうく剥がれかかったの〕をいそいで接着したらしい。
「銃、ときどき音楽」
- (53) 「どうして…？」如来様は〔煙草の灰を畳に落としたの〕を、細い指でつまんで灰皿に入れながら、微笑して言った。
「鬼の末裔」

ここで以下のようなタイプの内在節文をご覧きたい。

- (54) 〔ボールが飛んできたの〕をよけた。

このような内在節文は、〈S 1 の事態を受けて S 2〉といったような事象構造をもち、S 2 の事態は、S 1 の事態全体を項として選択しているとは思えないかもしれない。ただ、こうしたタイプの内在節文も、S 1 の事態を S 2 の事態が〈なんとかする〉という事象構造にあり、やはり S 1 の事態全体が S 2 の項として解釈しやすい為に、内在節文で描かれやすいものと考えられる。ここでは仮に、S 2 の事態は、S 1 の事態に対する〈対応〉といったような変容解釈がなされているものとして捉えることにする。このようなタイプのものを以下に示す。

- (55) 桜田は〔強盗が襲いかかってきたの〕をねじ伏せた。
三原（1994：82）
- (56) 〔囚人が数日前に脱走したの〕をなんとか今日捕獲した。
菊田（2009：76）
- (57) 〔私の娘と同じ年ごろの女生徒が真剣なまなざしで問いかけるの〕をまぶしくうけとめながら、私は答えた。
「日野ののろし」
- (58) 〔ざぶっと血飛沫があがるの〕を、顔を振って避けるや…
「幕末愚連隊」
- (59) 〔書生の親が出てくるの〕をそれほどにもてなすこともあるまい…
レー（1988：73）
- (60) 〔嫉妬深くて夫人のところに庭番が入ってきたの〕を斬り捨ててしまったという挿話がありますが…
「もう一つの大河」
- (61) 〔彼が本五、六冊を差し出したの〕を私は受け取った。
レー（1988：17）
- (62) 〔絹二くくりをご褒美として縁に投げ出すの〕を、一つずつとって掴み掴み腰ざしにして、皆退出した。
「枕草子女房たちの世界」
- (63) 大根を一本とり上げると、それを思い切り宙高く投げ上げ、〔その落ちてくるの〕

- を、一剣を閃かせて、数個に斬りさばく。 「仇討月夜」
- (64) … 「甥っ子がよちよち歩いていくの」を追いかけるのでいっぱい。 Yahoo! ブログ2008
- (65) 歌人、藤原実方の墓。「道祖神社の前を通りかかった時に落命したの」を村人が葬ったといわれている。 「奥の細道」
- (66) …記録によると、「出水で桶が流されたの」を引き上げてくれた、下流の稲荷島（島田市稲荷）へ貰い受けに行ったときの礼金などに金三朱を支出している。 「大井川に橋がなかった理由」

■ S 1 の事態を〈利用する〉

以下は S 2 が S 1 の事態を〈利用する〉 ことを表す内在節文である。これらは上記の S 1 の事態に対する〈対応〉を表すタイプの内在節文と連続的（あるいは下位分類）と言える。

この S 1 の事態を利用というタイプは、S 1 の事態を発見して利用、というタイプのものと、事前に準備された事態を利用という二種類のものがある。

■ S 1 の事態（を発見して）〈利用する〉

- (67) [スーパーで豚肉が半額で売られていたの]を大量に買った。
- (68) [カラベルホテルに一部屋だけ空いていたの]を予約した。 レー (1988: 82)
- (69) [机の上に灰皿があったの]を咄嗟に犯人に向かって投げつけた。
- (70) [縦長の球形の果実が、ざくろの皮の色に近く濃い紅に熟れているの]を手に取り、顔を寄せた。 「群像」
- (71) [麦が畑の土のなかに落ちているの]を一個一個拾って…「環境考古学のすすめ」
- (72) 立札に眼をとめた旅びとたちが、「庄屋屋敷はこの道一丁先」と、付記してあるのをたよりに、庄屋屋敷への道をとってゆく。 「仇討月夜」
- (73) [Yahoo! アバターからのプレゼントで「はぐくみアイテム」のパンダちゃんが届いてたの]を、くっつけてみたら… Yahoo! ブログ2008

■ (事前に準備された) S 1 の事態を〈利用する〉⁶

- (74) [父親がお金を三日前に振り込んでおいてくれたの]をみどりは今日引き出した。 小原 (2002: 280)
- (75) [父の異母兄山本三造さんが移民の許可をとっていたの]を、父がゆずりうけて、アメリカ移民になった。 「アメン父」
- (76) [鴨の燻製を母からもらっていたの]を使いました。 Yahoo! ブログ2008

また、以下の様な内在節文も (54)~(66) などと同じ様に、S 1 の事態全体が項として機能しているのか疑問に思われるかもしれない。

- (77) スタントマンが「車が走ってくるの」とぶつかった。 坪本 (1995: 83)
(78) 田中が「学生たちが歩いてくるの」に会った。 黒田 (1999: 27)
(79) 「帰路、米軍のコブラが西に向かって飛んでいくの」とすれ違った。 「新潮45」
(80) 「三十前後の女性がスーツケースを下げて歩いていくの」と顔を合わせました。
レー (1988: 48)
(81) 「シュルツさんが関西の方に会うの」に同席もできませんから… レー (1988: 48)

これに関しては、金谷 (2004) の指摘が参考になる。金谷 (2004) によれば、(82 a) のような文をカナダの学生は難しいと感じ、その理由は、助けたのがモノ (= 亀) ではなくコト (= 亀がいじめられているという状況) であるからだという。

- (82) a. 亀が子供達にいじめられているのを助めました。
b. 浦島太郎は、子供達にいじめられている亀を助めました。 金谷 (2004: 51)

氏は、日本語においては「言語化される状況、そのものの中に視点があって、出来事とともにその視点が(時間の軸に沿って)動くのであれば、コトはコトとして難なく理解される (金谷2004: 52)」と述べるが、こうした捉え方を日本語母語話者が行っているならば、上記 (77)~(81) も、やはり日本人にとっては S 1 の事態全体が主文の述語の項として(つまり、S 1 の事態、状況に〈遭遇する〉といった)解釈がなされていると考えてよいのではないだろうか(この日本語における事態の捉え方については、次節で S 1 全体が〈主体〉として機能しているような内在節文を見た上で、再度述べたい)。

6. S 1 の事態が〈主体〉と捉えられる内在節文

S 1 の事態全体が〈主体〉として主文の述語の項の役割を果たしているように捉えられる内在節文は、以下の (82) の様に、S 1 の事態の参与者が特定の変化や展開を迎えることにより、参与者をとりまく S 1 の事態全体が変化すると捉えられるものである。

- (82) 「木々が青々と生い茂っていたの」が開拓のため全て切り倒された。

こうした内在節文の場合、以下の文と同じように、モノの変化ではなく、〈ある事態〉が〈別の事態〉に変わったと捉えられている (= 変容解釈が行われている) ため、「形と意味の不整合」を感じる事がなく容認度の高い内在節文が成立しやすいものと考えられる。

- (83) 食欲も規則的に減った。「二杯ずつ喰べていたの」が一杯ずつとなった。
「近きより」
(84) 「かつてわれわれは反ファシズムの精神で教育されたの」が、いまはその逆になっている。
「勝利と悲劇」

このようなS 1の事態全体が〈主体〉として捉えられていると思われる内在節文を以下に示す⁷。

■ S 1の事態が〈展開する／変わる〉

- (85) [隣でずっと音楽が鳴り響いていたの] がやっと止んだ。
 (86) [机の上にケーキがあったの] がいつの間になくなっていった。 菊田 (2009 : 79)
 (87) [学生が夏休みに帰省していたの] がお土産を買ってきてくれた。
 坪本 (1995 : 81)

■ S 1の事態が〈変化しない〉

- (88) [仕事中に腰を痛めたの] が一週間以上たった今でも痛む。
 (89) [昨日みんなで雪だるまを作ったの] が、まだ溶けないで残っている。
 (90) [囚人が数日前に脱走したの] が今だに捕まっていない。

■ S 1の事態が〈功を奏した〉など

以下の様なS 1の事態に対する〈評価〉を表すようなタイプものも、括弧内に示すような変容解釈がなされており、S 1の事態が〈主体〉として機能しているものと考えられる。

- (91) [裏の裏をかいて取えて右の箱を選んだの] が、はずれの箱だった。
 ↓
 〈裏目にてた／良くなかった etc…〉
 (92) [たまたま、そこにボールがあったの] が、クッション代わりになってくれた。
 ↓
 〈功を奏した／いい結果を生んだ etc…〉

7. 変容解釈がしにくい内在節文

ここまでS 2 (の述部) が、その項としてS 1の事態の一参加者をとっているにも関わらず、両事態の意味関係から、S 1の事態全体がその項として捉えられるような内在節文を見てきた。勿論、上記以外にも、基本的には、変容解釈が行われS 1の事態全体がS 2の述部の項であると捉えられる場合には、その内在節文の容認度はかなり上がるものと思われる。

しかし、内在節文の中には、以下の様に、S 1の事態全体を項としてとるような変容解釈がしにくいにも関わらず自然な文として成立するものがある⁸。

- (93) [風で粉塵が舞ったの] が目に入った。
 (94) [トラックが壁に突っ込んだの] が炎上した。
 (95) [母が林檎を送ってくれたの] が、今日届いた。

- (96) [一ヶ月前に何気なく宝くじを買ったの] が、大当たりしてびっくりした。
(97) [坂道をボールが転がっていったの] が、やがて川に落ちた。 尾谷 (2001 : 118)
(98) [これが癪にさわって僕は木のウサギを投げたの] が、欄干を越えて池へ落ちた。
「月球儀少年」
(99) …今年も残り1ヶ月半です。今日、[年賀状注文していたの] が届きました…
Yahoo! ブログ2008

このような内在節文の存在を捉える為に、再度、先の金谷 (2004) の指摘に戻りたい。氏は先述の様に、「亀が子供達にいじめられているのを助けた」といったような〈状況を助ける〉という構文が日本語母語話者ではない者の中に理解しにくい場合があることを指摘したが、これに関わるものとして、日本語では、(100) のような外在節文より、(101) の方が会話文では「言いやすく、かつ聞く方も分かりやすく」、名詞修飾は日本語では「長ければ長いほど敬遠される」傾向にある事を述べる (上記引用、ともに金谷 (2004 : 51))。

- (100) 昨日ここで食べたリンゴは美味しくなかった。
(101) 昨日ここでリンゴを食べたけど、美味しくなかった。 金谷 (2004 : 51)

そしてその背景には、日本語が、事態を客観的に外から眺める英語などの言語と違い、事態を内側から経験者として述べていくタイプの言語であることが反映していると述べる。

日本語が事態を内側から述べるタイプの言語であるということは、これまでも数多く指摘されてきた。例えば、池上 (2006) は以下の日英語対訳を比べ、(102) は「汽車に乗って旅をしている主人公が、いままさに体験していることを語る」文であり、(103) は「主人公が自らの分身を汽車の中に残したまま、汽車の外に身を置いて、自らの分身を乗せてトンネルから出てくる汽車を客体として捉えるという構図」であるとする (池上 2006 : 195)。

- (102) 国境の長いトンネルを抜けると雪国であった。
(103) The train came out of the long tunnel into the snow country. (池上 2006 : 195)

このように、日本語では、その場面、場面を経験する経験者の目から事態を時間的な流れにそって一場面ずつを述べていく傾向が強い。このような日本語の特質に鑑みれば、事態をその認識の流れに沿って述べていく内在節文は、名詞に事態を集約させ、物事を外側から客観的に述べるような外在節文に比べ、より日本人の表現意識に合致したものと見えよう。すなわち内在節文には、そもそも、事態の展開を逐次的に述べていくという述べ方が日本語に合致する、という基本的な動機づけがあるのである。

そして、〈状況を助ける〉という構文が「状況、そのものの中に視点があって、出来事

とともにその視点が(時間の軸に沿って)動くのであれば、コトはコトとして難なく理解される(金谷2004:52再掲)のと同様、内在節の表す事態の中に視点があり、出来事とともにその視点が動くならば、内在節がコトとして主文の事態に関係づけられるのか、あるいは、内在節の事態の参与者 X が主文の事態に関係づけられるのか、も難なく理解されるのである。

このことは、ノ節の前身である「準体句」においては更に顕著である。(104)~(108)では、準体句の中のある体言、あるいは文脈から推論される体言、あるいは、準体句が表す事態全体が主文に掛かっていくが、これらのどの掛かり方であるかについて、形式的な区別はない。

(104) [十四五六の童を三百人すぐって、髪を禿に切りまはし、赤き直垂を着せて、召し使はれける] が、京中にうち満ちて、往反しけり。

((清盛が) 十四、五、六の少年たちを三百人ほど選び、髪をおかっぱに切り、赤い直垂を着せたのが、京中にあふれるように往来していた。)

(105) [折ふし但馬の国のあきたりける] をぞ下されける。

((忠盛は) 丁度、但馬の国の国守が欠官になっていたのを与えられた。)

(106) [かの白く咲きける] をなむ夕顔といひける。

(あの白く咲いている花を夕顔と申します。)

(107) […我御前の召され参らせて、今様を歌ひ給ひし] にも、思いしられてこそ候へ。

(…貴女様が召されて、今様を詠われた時にも、(自分の行く末を) 身にしみて思い知らされました。)

(108) [言ふ甲斐なき我らが念仏してゐたる] を妨げんとて…

(…私達のような者が念仏を唱えているのを妨げようとして…)

(104)~(108)「平家巻一」(106)のみ「源氏夕顔」

このような日本語における事態の捉え方、そして述べ方が、事態の展開を内在節文で述べるという(93)~(99)のような文を生み出す背景にもあるものと考えられる。

ただ、このような従属節の事態を何らかの語に収束させず、無色透明のまま、次の事態へと関わらせていくという日本語の事態の描き方は、連体形と終止形の合一、そして「の」の発達とともに、失われつつある。そして、この準体句からノ節への変遷の中で、よりノ節と主文の述語の論理的な関係が明らかなもの、例えば「の」が具体的な体言を表すものや、内容節などは、その地位を確立する一方、「形と意味の不整合」を孕む内在節文は少しずつ消失しつつあると言えるのではないだろうか。しかし、そのような状況にあっても、S1の事態全体がS2の述語にかかって行く様に変容解釈が可能な内在節文は現在でもその容認度保っていると考えられるのである。

8. 統語

本稿では、「形と意味の不整合」を感じる事無く容認される内在節文の多くは、形式上

はS2の述語が項としてS1の事態の参与者をとっていても、実際には、S1の事態を項としてとるように変容解釈されているからであるという前提にたつて考察してきた（今回の分析は内在節が対象、あるいは主体となるもののみを取り上げ分析したが、今後さらに、他の意味役割を担う様な内在節も分析を広げる必要がある）。その前提に立った上で、S1の事態がどのような形でS2の述部にかかっていき、S2の述部はどのように変容解釈されているのか、という観点から内在節文を分析した。またその過程で、特に事態が展開するタイプのものについては、変容解釈では説明できないものにも触れ、それらは日本語母語話者の物事の捉え方、述べ方に由来する、いわば折衷案的な構造であることを述べた。

今後の課題として、これらを日本語学習者にどのように習得させるかという問題がある。内在節文はたしかに、外在節文に比べ、学習者にとっては理解が難しい。また論理的構造を逸脱しているとも捉えられかねない。従ってこれまでは、学習項目としては避けられる傾向にあった。しかし、この内在節文をうまく、導入していくことができれば、徐々に、より日本人的な、場面に入り込み物事を内側から逐次的に述べていく捉え方、述べ方に慣れていく事ができるのではないだろうか。日本語らしい語り方というものが内在節文の導入によって可能になるのではないかという可能性を指摘し、論を締めくくる事にした。

参考文献

- 天野みどり「状況を表すヲ句について」『和光大学表現学部紀要』8号、pp. 1-13、2007年。
- 天野みどり「ヲ助詞の多様性－古代語と現代語の対比－」『和光大学表現学部紀要』9号、pp. 1-10、2008年。
- 天野みどり「主要部内在型関係節と接続助詞的な‘ヲ’」『和光大学表現学部紀要』10号、pp. 5-19、2009年。
- 天野みどり「現代語の接続助詞的なヲの文について－推論による拡張他動性の解釈－」『日本語文法』10巻2号、pp. 76-92、2010年。
- 天野みどり『日本語構文の意味と類推拡張』笠間書院、2011年。
- 池上嘉彦『英語の感覚・日本語の感覚』NHK ブックス、日本放送出版協会、2006年。
- 尾谷昌則「主要部内在型関係節の成立条件とプロミネンスによる項選択」『Proceedings of Kansai Linguistic Society』Vol. 21、pp. 118-126、2001年。
- 小原京子「構文理論から見た主要部内在型関係節の意味と機能」、大堀壽夫（編）『認知言語学Ⅱ：カテゴリー化』、pp. 11-35、東京大学出版会、2002年。
- Ohori, Toshio. "Problems of Japanese IHRCs: argument linking and reference tracking." In *Language, Information, Text 2. Bulletin of University of Tokyo at Komaba*, pp. 89-108, 1995.
- 金谷武洋『日本語にも主語はなかった』、講談社選書メチエ、2004年。
- 菊田千春「語彙意味論と語用論的推論の境界－主要部内在型関係節からみた生成語彙論の限界と拡張－」『同志社大学英語英文学研究』76、pp. 21-52、2004年。
- 菊田千春「文法化としてのトコロ関係節の成立：主要部内在型関係節との比較からみえるもの」『同志社大学英語英文学研究』84、pp. 71-106、2009年。
- 黒田成幸「主要部内在関係節」『言語の内在と外在』、pp. 1-79、1998年。
- 黒田成幸「主部内在関係節」『ことばの核と周縁－日本語と英語の間－』、pp. 27-103、くろしお出版、1999年。
- Kuroda, S-Y (1974-77) "Pivot independent relativization in Japanese." Reprinted in Kuroda, S-Y (1992)

- Japanese syntax and semantics: Collected papers* (pp. 114-174). Dordrecht: Kluwer Academic.
- 坪本篤朗「文連結と認知図式—いわゆる主要部内在型関係節とその解釈」『日本語学』vol. 14, No. 3, pp. 79-91, 1995年。
- 野村益寛「『主要部』を欠く主要部内在型関係節」『日本女子大学文学部紀要』第47号, pp. 39-49, 1998年。
- 野村益寛「参照点構文としての主要部内在型関係節構文」『認知言語学論考』1, pp. 229-255, ひつじ書房, 2001年。
- 堀川智也「いわゆる主要部内在型関係節の名詞性と副詞性」『日本語 意味と文法の風景—国広哲弥教授古稀記念論文集—』, 2000年。
- 三原健一「いわゆる主要部内在型関係節について」, 『日本語学』13-7, pp. 80-92, 1994年。
- 湯淺英男「日本語表現の特質をつなぐもの: 視点、オノマトペ「なる」的構文からのアプローチ」『近代』104, pp. 21-45, 神戸大学, 2010-11年。
- レー・バン・クー「『の』による文理め込みの構造と表現の機能」, くろしお出版, 1988年。

参考図書 (「現代日本語書き言葉均衡コーパス 中納言」より。https://chunagon.ninjal.ac.jp/login)

「最後の超能力」石井普雄、ダイナミックセラーズ、1987年。「松本」松本人志、朝日新聞社、1995年。「笛吹川ほとり」牧宏、山梨日日新聞社、2003年。「わたしから「私」へ」木原梨沙子、文芸社、2002年。「殉愛共犯者」バーバラ片桐、ハイランド、2005年。「銃、ときどき音楽」ジョナサン・レセム / 浅倉久志、早川書房、1996年。「鬼の末裔」三橋一夫、出版芸術社、2005年。「古代キリスト教探訪」土井健司、新教出版社、2003年。「永遠に見る夢」仙道はるか、イー・コネクション、2002年。「日野のろし」板垣正男、光陽出版社、2001年。「幕末愚連隊」早乙女貢、文芸春秋、1991年。「もう一つの大川」井上力、講談社出版サービスセンター、2003年。「枕草子女房たちの世界」清少納言 / 谷川良子、日本エディタースクール出版部、1992年。「仇討月夜」伊藤桂一、学習研究社、2004年。「奥の細道」学習研究社、2004年。「大井川に橋がなかった理由」清河八郎 / 松村博、創元社、2001年。「群像」竹西寛子、講談社、2002年。「環境考古学のすすめ」安田喜憲、丸善、2001年。「アメン父」田中小実昌、講談社、2001年。「新潮45」岩井志麻子 / 渡辺也志、新潮社、2004年。「近きより」正木ひろし、社会思想社、1991年。「勝利と悲劇」ドミトリー・ヴォルコゴノフ / 生田真司、朝日新聞社、1992年。「吉原艶史」北村長吉、新人物往来社、1986年。「ことばの事典」日置英剛 / 日置昌一、講談社、1989年。「新編炉辺山話」岡茂雄、平凡社、1998年。「月球儀少年」稲垣足穂、立風書房、1988年。

(Endnotes)

- 1 以降、内在節を [] で括り、主部には下線を記す。他の文献からの引用についても同様の表記を行う。
- 2 もちろん外在節であっても、修飾節の事態の参与者が全て主部として機能するわけではないが、その制約は内在節に比べると厳しくない。
- 3 Nomura (1997) でも同様に event conflation の観点から内在節構文が捉えられている。
- 4 天野 (2011) では、ヲ格をとる内在節文において、S2はノ節の事態の自然な進展を〈さえぎる〉ような意味(「対抗動作性」)をもつ述語として変容解釈されるとする。そして、この「対抗動作性」が読み取られるのは、「AガBノヲV」という形式のVに「やめる」「停止する」「せき止める」など、「対抗動作性」をもった述語がくる頻度が一定程度高いことから、「AガBノヲ〈さえぎる〉」という構文的知識、理解のベースが出来上がり、このベースを重ね合わせながら、「～ノヲV」という内在節文の解釈がなされるからであると述べる。また、この「AガBノヲ〈さえぎる〉」という構文的なスキーマは、〈対象の状態を変化させる〉という「AがBヲV」という他動構文の意味にも合致するものであり、「AガBノヲV」という文の理解に寄与しやすく、その一方で、「助ける」「後押しする」といった事態の進展を推進する述語は、そもそも、「AガBノヲV」という形式での出現頻度が低く、また、こういった動詞から生じるであろう、例えば「AガBヲ〈すすめる／助ける〉」といった構文スキーマは、「AがBヲV」という他動構文の意味にあまり合

致せず、ヲ格に立つ内在節文の理解のベースとはならない、と述べている。

- 5 三原 (1994) では、(14 a) について「テオク」は目的を遂行する為の準備として動作を行う事を表すが、同時に、ある種の結果存続解釈ともなり得る」ので、S1の事態とS2の事態が「時間軸上の同一点を共有することになる」とのべ、ここで(14 a)「の適格性を保証している関連性条件は、目的性と同時性である」と述べている。このように、従来、関連性条件は、そのより具体的な内実として、例えば「S1とS2の事態が、同時性、同位置性をもつ」あるいは「〈原因〉と〈結果〉という関係にある」といった規定が挙げられてきた。上の「ておく」は、その有無によって、同時性が保証されるか、されないか、という関連性条件を満たすか否かが問題にされている。

しかし本稿では、S1とS2の事態のこのような関連性は、内在節文の容認度には関わらず、あくまで、S1の事態全体が項として機能するような変容解釈ができるか、が容認度を決すると考える。いいかえれば、そのような解釈ができるような関係にS1とS2があること、というのが関連性条件の内実なのである。

- 6 以下の様な内在節文も（発見した事態に対する即応感というものは薄れるかもしれないが）やはりS1の事態を〈利用〉する、という事象構造にある。
- a [夕飯のおかずが残ったの]をタッパーにいった。
 - b 毎朝、[妻がコーヒーを入れてくれるの]を啜りながら、新聞を読む。
 - c [息子が魚を釣ってきたの]を夫が料理した。 小原 (2002: 287)
 - d Aは、[学校で刑法などの規定で「十四歳未満は刑罰を科せられない」と習ったの]を悪用し、年齢を十四歳と名乗ったり… レー (1988: 54)
- 7 下記の様な例についても、例えばaであれば、S1の〈遊女を「おいらん(の)姉さん」と呼んでいた〉という事態が、〈「おいらん」と短く呼ぶ〉という別の事態へ展開したという解釈がなされているものと考えられる。
- a 花魁は [高級遊女つきの禿が遊女のことを「おいらん(の)姉さん」と呼んだの] がちぢまったからだといいます。 「吉原艶史」
 - b [ギヤマンをもちいてビイドロに彫刻をほどこしたものをギヤマン彫とிட்டの] が転じてビイドロ、つまりガラス自身をギヤマンというようになったのである。「ことばの事典」
 - c [仏典を見たりして、仮りに五竜という字を当てて記事を書いたの] が、陸測の五万に取入れられてしまったのです。 「新編炉辺山話」
- 8 以下のような内在節文も、S1の事態全体が項であるという解釈は難しく、S1の参加者がS2の項として選択されているように見える。しかし、こうした例は、S1の事態に〈気がつかず〉〈忘れて〉といった認識の述語がS2に省略されていると考えられるかもしれない。そうであるならば、やはりS1の事態全体が項として機能していることになる。
- a [地面にガラス片が残っていたの]を踏んでしまった。
 - b [壁から少し建築資材の棒が出ていたの]に服が引っかかった。
 - c [ペットボトルの蓋をしめたの]をそのまま飲もうとしてしまった。

